

収入印紙

ちょう付欄

業務委託契約書（案）

契約第 号

業務の名称	OUR Project（生活・文化拠点再整備事業）基本設計委託		
業務の場所 又は施設名称	藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所ほか		
履行期間	着手期日	2025年（令和7年）	月 日
	完了期限	2027年（令和9年）	3月12日
契約金額	百万	千	円
	うち消費税額及び地方消費税額に相当する金額	千	円
前払金	<input type="checkbox"/> 該当する（30%以内で、かつ、2億円以内） <input type="checkbox"/> 該当しない		
部分払	<input type="checkbox"/> 該当する（1会計年度につき 回以内） <input type="checkbox"/> 該当しない		
契約保証金 （契約金額の 10/100以上）	<input type="checkbox"/> 現金（ 円） <input type="checkbox"/> 有価証券 <input type="checkbox"/> 藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第 28条第2項第 号の規定により免除		

上記の業務委託について、発注者と受注者とは、藤沢市契約規則を遵守の上、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、設計共同体を結成している場合、受注者は、別紙の設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。ただし、本契約の内容を記録した電磁的記録を作成する場合は、当事者がそれぞれ電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

2025年（令和7年） 月 日

発注者 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市

藤沢市長 鈴木 恒夫 ⑩

受注者 住所

氏名 ⑩

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書記載の業務の委託契約に関し、この契約に定めるもののほか、別途締結の「管理・運営計画策定業務及び基本設計に係る三者協定書」及び設計図書（別紙の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）（以下「協定及び設計図書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の協定及び設計図書に明記されていないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(工程表等の提出)

第2条 受注者は、協定及び設計図書に基づき受託業務着手届、受託業務工程表2部及び受託業務費見積明細書2部（以下これらを「工程表等」という。）を作成し、契約締結の日から7日以内に発注者に提出するものとする。

2 受注者は、発注者に提出した工程表等が不相当であると認められ、修正を求められたときは、これに応じなければならない。

(業務の着手)

第3条 受注者は、この契約締結の日から7日以内に業務に着手しなければならない。

(技術者の届出)

第4条 受注者は、関係法令に規定する技術者を定め、現場代理人等届出書を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が協定及び設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の調査等)

第6条 発注者は、必要と認めるときは、業務の処理状況について調査をし、又は受注者に対し報告を求めることができる。

(協定及び設計図書不適合の場合の修正義務)

第7条 受注者は、処理し、又は処理中の業務が協定及び設計図書に適合しない場合において、発注者がその修正を要求したときは、これに従わなければならない。この場合において、そのために契約金額を増額し、又は履行期限を延長することはできない。

(業務内容の変更)

第8条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、業務を一時中止し、又は履行期間の伸縮をすることができる。

2 前項の規定による業務の変更等により、契約金額を変更する必要がある場合は、変更前の契約金額を設計金額で除し、これに変更後の設計金額を乗じて算出し、又は第2条に規定する受託業務費見積明細書に記載された単価によって算出する。

3 第1項の場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

(期限の延長)

第9条 受注者は、天災その他の不可抗力による理由により履行期限までに業務を完了することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して、受託期間延長申請書を提出しなければならない。

(経済事情の激変による契約金額の変更)

第10条 履行期間内に経済事情の激変又は予期することのできない理由の発生に基づき契約金額が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、発注者と受注者とが協議の上、契約金額を変更することができる。

(管理業務)

第11条 受注者は、業務着手から完了に至るまで、その業務全体の管理及び使用人等の行為についてすべての責任を負わなければならない。

2 受注者は、業務の施行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、発注者から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においては、この限りでない。

(履行遅延の場合における違約金)

第12条 受注者の責めに帰する理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、期限後に完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者に業務の処理を継続させ、完了後受注者から履行遅延の違約金額を徴収するものとする。

2 前項の違約金は、遅延日数1日につき契約金額の1、000分の1に相当する金額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対してしゅん工届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の届の提出のあった日から10日以内に当該目的物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、業務の内容について補正を命じられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 受注者は、第2項又は前項の検査に合格したときは、業務の内容が役務の提供である場合を除き、その目的物を発注者に引き渡さなければならない。

(契約金の支払い)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したとき(目的物の引渡しを要する場合にあっては引渡しを終了したとき)は、所定の手続に従って速やかに契約金の支払請求をするものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に契約金を支払うものとし、契約保証金がある場合は、還付するものとする。

(前金払)

第15条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条第1項の規定により登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、この契約に基づく履行期間を保証期間とする前払金の保証に関する契約(以下「前払金の保証契約」という。)を締結した場合には、契約締結の日から起算して20日以内に、発注者に対し、受託業務前金払申請書に保証事業会社の保証証書を添えて、前金払の申請をすることができる。

2 前項の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に、前払金を支払うものとする。

3 発注者は、前項の規定により前金払をした後において、設計変更その他の理由により契約を変更した結果、契約金額が2割以上増減したときは、その増減した額について、既に支払った前払金の率により計算した額を受注者に追加払をすることができ、また、減額のあった日から起算して30日以内に還付させることができる。

4 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 前払金を当該業務以外の目的に使用したとき。

(2) 契約に基づく業務を履行しないとき。

(3) 保証事業会社との保証契約を解除したとき。

(4) 請負契約を解除したとき。

5 受注者は、第1項の規定による保証証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

(部分払)

第16条 受注者は、発注者に対し、業務完了前に契約の既成部分につき、受託業務費見積明細書の単価に基づき算定した金額の10分の9以内の部分払を申請することができる。

2 受注者は、前項の部分払を受けようとするときは、受託業務出来高部分払申請書及び受託業務出来高内訳書を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

3 部分払の支払時期は、前項の検査に合格した既成部分に対する受注者からの正当な請求書を受領した日から起算して20日以内とする。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の特則)

第17条 継続費又は債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金

額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和7年度 円

令和8年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

令和7年度 円

令和8年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第18条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前金払に関する第15条第1項及び第2項の規定の適用については、第15条第1項中「この契約に基づく履行期間」とあるのは「この契約に基づく履行期間(最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末)」と、第15条第2項中「前払金」とあるのは「契約を締結した会計年度後の各会計年度に係る前払金」と、「契約締結の日」とあるのは「当該会計年度の初日(前会計年度末における第16条第1項の契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達していないときは、達したと確認された日の翌日)」とする。

2 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が協定及び設計図書に定められているときは、同項の規定により読み替えて適用する第15条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度について前払金を含めて支払う旨が協定及び設計図書に定められているときは、同項の規定により読み替えて適用する第15条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分を含めて前払金の支払いを請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額(第16条第1項に規定する契約金額相当額をいう。以下同じ。)が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合においては、第1項の規定により読み替えて適用する第15条第1項の規定にかかわらず、当該契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを行うことができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、受注者は、契約金額相当額が当該出来高予定額に達するまで第15条第1項の規定により締結した保証契約の保証期限を延長しなければならない。

(継続費又は債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第19条 継続費又は債務負担行為に係る契約については、各会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における契約金額相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額(次項において「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の請求をすることはできない。

2 この契約において、受注者が前払金の支払いを受けている場合における部分払の額については、第16条第1項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{契約金額代金相当額} \times \frac{9}{10} - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分}$$

$$\text{払金額}) - (\text{契約金額相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}))$$

$$\times \frac{\text{当該会計年度の前払金額}}{\text{当該会計年度の出来高予定額}}$$

3 各会計年度において、部分払を請求することができる回数は、次のとおりとする。

令和7年度 回

(発注者の契約解除権)

第 20 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 業務が工程表のとおり進行せず、履行期間内に業務完了の見込みがないと認めたとき。
 - (2) 正当な理由なくして、着手期日を過ぎても、業務に着手しないとき。
 - (3) 第 5 条の規定に違反したとき。
 - (4) 受注者又は現場代理人その他の使用人が、発注者の検査又は監督に際し職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
 - (5) 受注者が、規則に違反したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、契約不履行のおそれがあると認めたとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受注者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 業務の性質等により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が業務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集团的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 前 3 号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

3 前 2 項により、契約の解除を行い、受注者が損害を受けても、発注者は、その責任を負わない。

(受注者の契約解除権)

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき、又は業務の中止期間が履行期間の 3 分の 2 以上に達したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

(違約金)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を受注者に請求することができる。ただし、受注者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第20条の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金があるときは、これを違約金の一部に充当するものとし、受注者が発注者から支払いを受けるべき金額があるときは、これを差し引くことができるものとする。

(秘密の保持)

第23条 受注者及び受注者の使用人は、業務の処理に際して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この履行期間満了後及び契約を解除した後においても同様とする。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第24条 発注者は、受注者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を徴収するものとする。ただし、発注者が賠償金を請求することが適当でないとする場合は、この限りでない。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)

(2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。

(3) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(契約の効力の遡及)

第25条 契約の内容を記録した電磁的記録の作成をもって本契約を締結する場合にあって、契約締結が履行期間の開始日より後の日であるときは、本契約の効力は履行期間の開始日から生じるものとする。

(疑義の決定)

第26条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

以上